

東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の骨子（案）について

1 第二次実施計画策定の経緯

障害のある子供の教育をめぐっては、障害者を取り巻く社会環境の変化、医療・科学技術の進歩や障害の重度・重複化及び多様化、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりなど、様々な状況の変化がみられる。

こうした状況の変化を踏まえ、東京都教育委員会は平成16年11月に特別支援教育の推進に関する10年間の総合的な計画を定めた。この東京都特別支援教育推進計画の当面の具体的な計画として、平成16年度から平成19年度までを第一次実施計画期間として実施してきたところである。

第一次実施計画策定後、国においては、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行、平成18年には「学校教育法施行規則」、「障害者自立支援法」が改正施行されたほか、「障害のある者に対する教育上の必要な支援を行うこと」を内容として含んだ「教育基本法」が改正施行された。

また、平成19年4月には一部改正された学校教育法等が施行され、「障害種別を超えた特別支援学校を創設し、併せて免許制度の総合化を図ること」や「特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと」が規定された。

さらに、東京都においては、平成18年12月に「10年後の東京～東京が変わる」が公表され、その中で、東京の企業集積の強みを活かし、新たに3万人以上の障害者雇用を創出することが明示された。

東京都教育委員会では、こうした国の法改正等の動向や都の取組を踏まえ、平成20年度から平成22年度までを計画期間とする東京都特別支援教育推進計画「第二次実施計画」を策定することにした。

2 第二次実施計画の主な内容（全体体系図：別紙1）

(1) 基本的な方向

ア 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

- * 障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進
- * 自立と社会参加に向けた多様な進路希望に応える後期中等教育の充実
- * 新たな連携体制の整備

イ 都立特別支援学校の適正な規模と配置

- * 個に応じた新たなタイプの学校づくり
- * 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- * 寄宿舍の適正な規模と配置

ウ 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

- * 教員の資質・専門性の向上
- * 教育効果を高める指導体制
- * 学校施設・設備の充実
- * 都民に信頼される学校経営の確立

エ 区市町村における特別支援教育の充実への支援

- * 発達障害を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実
- * 都と区市町村の連携体制の整備

オ 都立高等学校等における特別支援教育の充実

- * 知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実

カ 一人一人を大切にす教育を推進するための都民の理解啓発の充実

- * 理解啓発促進のための取組の充実

(2) 新しいタイプの学校等の設置

- * 視覚障害教育部門・知的障害教育部門の併置校

(3) 配置計画（案）

ア 基本的な考え方

(ア) 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒数の増加への対応

平成 16 年度 8,011 人 ⇒ 平成 27 年度 9,312 人

（うち知的 5,149 人 ⇒ 6,298 人）

(イ) 教室の確保（転用教室等の解消）

平成 27 年度時点で児童・生徒増も含めた必要教室数 530 教室程度

(ウ) 肢体不自由特別支援学校の通学負担軽減（平均乗車時間の短縮）

平均乗車時間 平成 16 年度 72 分 ⇒ 平成 27 年度 60 分程度

イ 適正な規模と配置

(ア) 都立特別支援学校

平成 16 年度 : 55 校 1 分校 ⇒ 平成 27 年度 : 平成 16 年度規模程度

・複数の障害種別に対応した特別支援学校

平成 16 年 2 校 ⇒ 平成 27 年度 10 校程度

(イ) 寄宿舍

平成 16 年 11 舎 ⇒ 平成 27 年度 5 舎

(4) 第二次配置計画 (案)

別紙 2 のとおり

3 今後の予定

7 月～10 月 学校関係者・地元関係機関等への説明及び意見聴取

11 月 東京都特別支援教育推進計画「第二次実施計画」の決定・公表

■東京都特別支援教育推進計画 全体体系図（案）概要

計画の基本事項	計画項目	計画化する主な事業項目（例示）	
第1章 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実	1 障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進	①個別の教育支援計画の充実	
		②障害特性に応じた教育課程の研究・開発	
		③知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程の編成と実施	
	2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望に応える後期中等教育の充実	①職業的自立に向けた職業教育の充実	
		②進学等多様な進路希望への対応	
	3 新たな連携体制の整備	①教育機関と保健・医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携	
		②特別支援学校と民間とが連携した就労支援	
	第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置	1 個に応じた新たなタイプの学校づくり	①知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置
			②視覚障害教育部門・知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置
③知的障害教育部門・肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置			
2 都立特別支援学校の適正な規模と配置		知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	
3 寄宿舍の適正な規模と配置			

計画の基本事項	計画項目	計画化する主な事業項目(例示)
第3章 都立特別支援学校の教育諸条件の整備	1 教員の資質・専門性の向上	特別支援学校教諭免許状取得の促進
	2 教育効果を高める指導体制	肢体不自由特別支援学校における指導体制の整備
	3 学校施設・設備の充実	①知的障害特別支援学校における普通教室の確保
		②児童・生徒の通学時間の負担軽減
4 都民に信頼される学校経営の確立	①学校経営支援センターとの連携	
	②学校運営連絡協議会及び外部評価の充実	
第4章 区市町村における特別支援教育の充実への支援	1 発達障害を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実	①特別支援学級の在り方と指導内容・方法の改善
		②通常の学級における特別支援教育の推進
	2 都と区市町村の連携体制の整備	①教育機関と保健・医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携
		②幼稚園・小・中学校等における特別支援教育体制の整備への支援
	③副籍の充実	
	④特別支援教育の支援機能の整備	
第5章 都立高等学校等における特別支援教育の充実	知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実	都立高等学校等における特別支援教育体制の整備
第6章 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実	理解啓発促進のための取組の充実	①理解啓発資料等の作成
		②理解啓発行事の実施等

※ 計画化する主な事業項目は、「例示」であり、事業本数も含め、今後も継続して検討する。

第二次配置計画(案)

校種等	タイプ	説明	第二次配置計画			
			設置校	敷地		
特別支援学校	視覚障害特別支援学校	視覚障害教育部門 併置校 知的障害教育部門	視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	久我山学園特別支援学校(仮称)	久我山盲学校 青鳥養護学校久我山分校	
						知的障害単独校
	知的障害特別支援学校	知・肢併置	知的障害教育部門(高等部)	知的障害教育部門において知的障害が軽い生徒を対象に就労等に向けた教育を実施。同時に肢体不自由教育部門を併置し、重複化に対応する。	板橋学園特別支援学校(仮称)	志村高校跡地
			肢体不自由教育部門		府中地区特別支援学校(仮称) 江戸川地区特別支援学校(仮称)	府中朝日養護学校・府中養護学校 小岩養護学校・江戸川養護学校
		知的障害教育部門	知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置し、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用する教育を行うとともに、障害の重複化に対応する。	(注) これまでの都全体の特別支援学校の整備状況等を踏まえ、今後、区部東部において就労を目指した知的障害の軽い特別支援学校高等部の増設及び肢体不自由特別支援学校の設置について検討していくこととする。		
		肢体不自由教育部門		東部地区学園特別支援学校(仮称) (注)		
	肢体不自由特別支援学校					
	寄宿舎		適正な規模と配置にする。	再編整備	立川ろう学校 江戸川養護学校	
	普通教室確保対策				王子第二養護学校 羽村養護学校	

※ 普通教室確保対策は、緊急的に既存校へ増設するものであり、三次計画においても教室の確保は行っていく。

知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程の編成と実施（案）

1 趣 旨

都立知的障害特別支援学校においては、これまでも知的障害と自閉症を併せ有する児童・生徒（以下「自閉症の児童・生徒」という。）の障害特性に応じた指導は工夫されていたが、自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた教育課程の編成については、学校として組織的に取り組まれてこなかった。

東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画において「知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究」を示し、試行校9校で自閉症の教育課程の編成、自閉症の児童・生徒で編成した学級の工夫などを行い、自閉症を有しない知的障害の児童・生徒の障害特性に応じた指導とは異なる、自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた指導を推進してきた。

今後は、小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校において「知的障害」、「自閉症」の2つの教育課程を編成した指導を実施する。

2 改善策

自閉症の教育課程を編成して指導を実施する学級においては、教育条件の構造化（教室環境の工夫、視覚的な教材の工夫、学習課題の提示の工夫など）を図り、自閉症の障害特性に応じた教育活動が展開できるようにする。

3 今後の展開(平成20年度より)

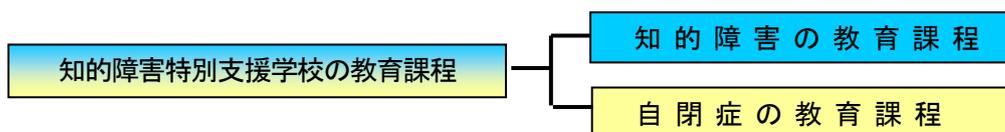
小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校で自閉症の教育課程を編成した指導を実施できるようにする。

参考 自閉症の教育課程の開発の経過

- 自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究委員会の設置(平成17年度)
- 自閉症の教育課程「社会性の学習」の創設(平成18年度)
「社会性の学習」の内容

「対人関係に関すること」	「社会性に関すること」
<ul style="list-style-type: none"> ・人への対応の仕方の理解と具体的行動、その援助方法 ・状況への対応の仕方の理解と具体的行動、その援助方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割のある行動、その援助方法 ・社会的マナーに関する行動、その援助方法 ・ルールの理解と具体的行動、その援助方法

- 文部科学省から知的障害特別支援学校において「知的障害」、「自閉症」の2つの教育課程編成について許諾(平成18年度)



- 平成18年度報告書で教育課程届出様式を示し、平成19年度から試行校9校の「自閉症の教育課程」を受理

特別支援学校と民間とが連携した就労支援（案）

1 趣 旨

都立知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の30%程度が一般企業に就職している。一方、都立肢体不自由特別支援学校では、依然として福祉施設への入所措置が大半である。

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人々の自立を支える方策として、就労支援の抜本的な強化対策が打ち出された。

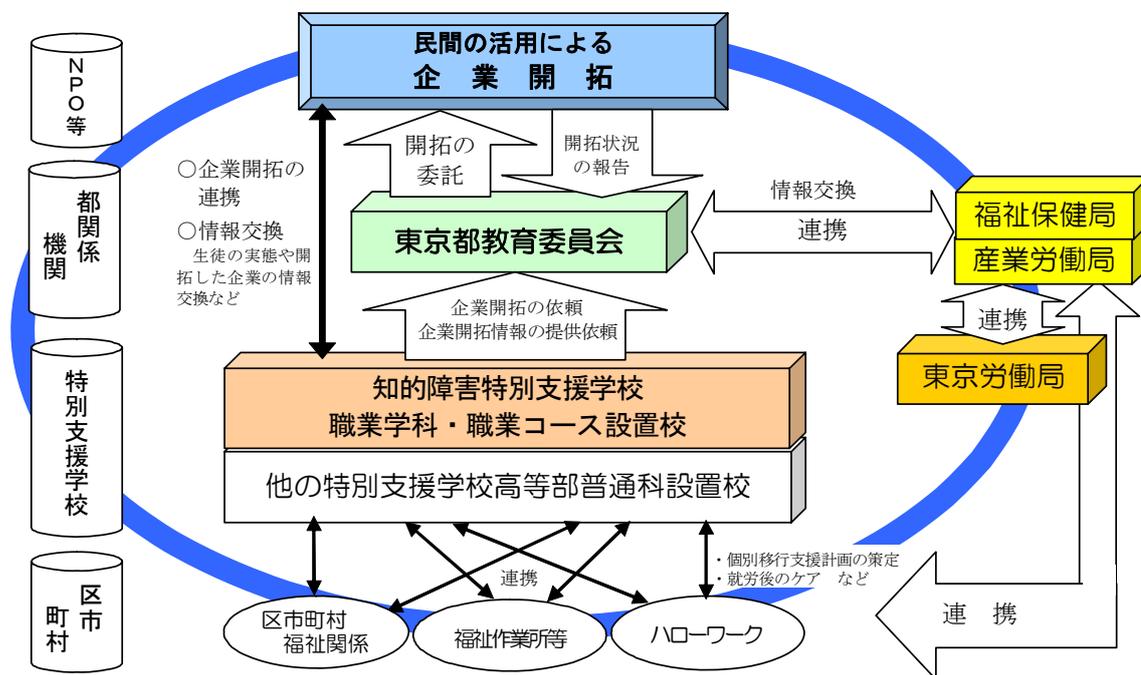
また、都においても平成18年12月に「10年後の東京」が発表され、「障害者雇用の3万人以上の増加を目指す」ことが打ち出された。

今後は、知事本局・産業労働局・福祉保健局との連携を図りながら、「10年後の東京」の障害者3万人以上の雇用実現に向け、これまで培ってきた都立知的障害特別支援学校の就労実績を全ての特別支援学校に拡大し、都立特別支援学校の高等部卒業生の一般企業への就労を促進していく。

2 支援対象校

都立特別支援学校（高等部設置校）

3 支援内容（イメージ図）



複数の障害教育部門をもつ特別支援学校の設置（案）

1 趣 旨

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障害は重度・重複化が顕著になってきている。そのため、複数の障害種の専門性を相互に活用した教育の推進が求められている。

(1) 視覚障害と知的障害

視覚障害教育部門と、知的障害教育部門を併置する学校を設置し、それぞれの教育部門の専門性を発揮することにより、視覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒等に対する教育を充実する。

(2) 知的障害と肢体不自由

知的障害教育部門と、肢体不自由教育部門を併置する学校を設置し、それぞれの教育部門の専門性を発揮することにより、知的障害と肢体不自由を併せ有する児童・生徒に対する教育を充実する。

2 設置形態

(1) 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する。

(2) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する。

3 設置対象校（第二次配置計画分）

(1) 久我山学園特別支援学校(仮称)

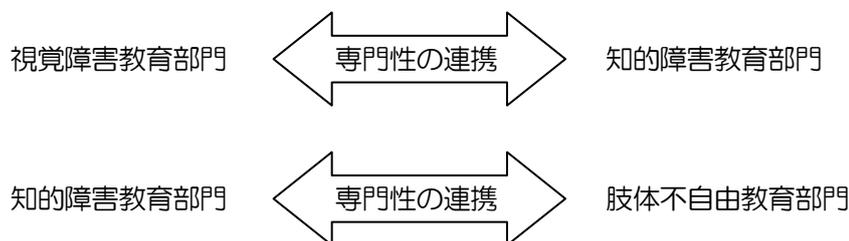
(2) ① 板橋学園特別支援学校(仮称)

② 府中地区特別支援学校(仮称)

③ 江戸川地区特別支援学校(仮称)

4 教育内容

各障害部門が併置することにより、互いに連携し、それぞれの教育の専門性を発揮して生徒の多様な障害に応じた教育を実施していく。



〔障害の重複化に対応していく〕

都と区市町村の連携体制の整備（案）

1 趣 旨

東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画では、地域の保健・医療、福祉、労働等の関係諸機関と都立特別支援学校によるネットワークを構築する「特別支援プロジェクト」や都と区市町村が連携する「エリアネットワーク」を構想した。

また、改正された学校教育法が平成19年4月に施行され、盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」になり、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うことが規定された。

都立特別支援学校においては、その専門性や施設・設備を活かして、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮するとともに、区市町村との緊密な連携を図り、就学前から就労までの一貫した特別支援教育体制を構築することが求められている。

また、東京都においても教育委員会と福祉保健局や産業労働局等との連携を密にし、広域特別支援連携協議会等を活用しながら、東京都全体の特別支援教育体制を支援していく体制を構築していく。

2 対象校

全ての特別支援学校

3 連携内容

(1) 早期発達支援の連携

保健所等と連携することで発達障害や機能障害等を早期に発見し、障害のある乳幼児に対する教育相談や支援を行っていく。

また、保育所や幼稚園等の特別支援教育体制の整備・推進に対する支援を実施する。

(2) 就学支援の連携

保育所や幼稚園等就学前機関と連携しながら、保護者・関係者に対して就学支援計画の作成を促進し、就学前機関の支援を学齢期に適切に移行していく仕組みの構築を目指す。

(3) 学習支援の連携

知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）がセンター校として、特別支援学級（固定・通級）の入級・退級判定に関する支援や、特別支援教育コーディネーターが専門家チームや検討委員会等へ参加するなど、区市町村教育委員会の特別支援教育体制構築に対する支援を実施する。

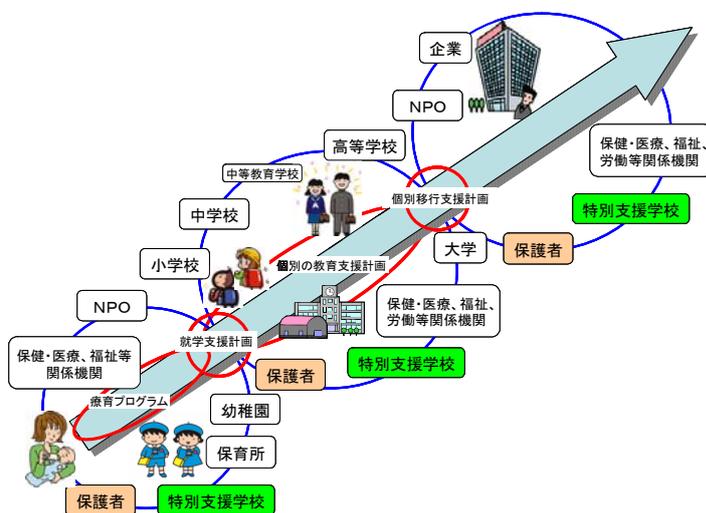
また、小・中学校等に対しては、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に対する相談・支援を行うとともに、特別支援学校の指導法や教材・教具を活用した、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を実施する。

(4) 就労支援の連携

特別支援学校が特別支援学級におけるキャリア教育や職業教育の支援を実施するとともに、「10年後の東京」で掲げられた「障害者雇用3万人以上の増加」の実現に向け、都及び区市町村の福祉や労働関係部署並びにNPO法人等と連携し、企業就労や福祉施設への入所等、卒後の進路先開拓を推進していく。

(5) 特別支援教育の支援機能の整備

都教育委員会が全都的な視野に立ち、区市町村との連携体制を統括する。



理解啓発促進のための取組の充実（案） —理解啓発資料等の作成と理解啓発行事の実施等—

1 趣 旨

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒相互の理解を促進していくことは、特別支援教育の時代では一層大切なことである。現行の小・中・高等学校の学習指導要領にも、「障害のある幼児・児童・生徒の交流の機会を設けること」が配慮事項として明記されている。

また、平成16年度に改正された「障害者基本法」では、「交流及び共同学習を積極的に進めること」が示された。

現在、都立特別支援学校と近隣の小・中・高等学校等とが学校間交流を行う他、平成19年度より、副籍事業が実施され、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流及び共同学習を推進していく取り組みが始まっている。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に心を開き、その内容を充実させていくためには、日常的に地域における障害のある児童・生徒の理解教育を一層積極的に行っていくことが必要である。

2 改善策

- ・ 「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」を継続し、特別支援学校がある地域の小・中学校への日常的な理解教育の充実を図る。
- ・ 障害のある児童・生徒一人一人が積極的に地域社会で社会自立を図ることができる力を培うために、障害のある児童・生徒自らが地域の人々に働きかけたり、情報発信をしたり、自らの考えを発表したり、主張を述べたりできる場を、「障害者週間」にちなんで各学校で設定していく。

3 今後の展開(平成20年度より)

- ・ 「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」(継続)。
- ・ 特別支援教育を啓発するビデオの作成。
- ・ 障害者週間での「理解推進シンポジウム」の開催や、都内の特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒の行う「フリーマーケット」「弁論大会」「スポーツ大会」などを、学校経営支援センターや校長会、NPOなどと共催で順次計画・実施していく。